

甲府法人会たより



コスモスと富士山(撮影場所: 富士川町)
「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和元年8月

第143号

題字 高野会長

主な内容

新会長 就任あいさつ
第9回定時総会・第23回理事会
甲府税務署長 着任のごあいさつ
消費税軽減税率制度説明会
社会貢献活動
2020年度税制改正に関する提言
法律相談Q & A・税務相談Q & A

法人会
消費税期限内納付
推進運動

甲府法人会は2019年11月に創立70周年を迎えます

就任あいさつ



公益社団法人甲府法人会 会長
一般社団法人山梨県法人会連合会 会長

高野 孫左エ門

去る5月23日開催の第23回理事会において、会長に選任されました高野でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

平成23年から4期8年にわたり重責を果たされた芦澤敏久前会長に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

芦澤前会長は甲府法人会が公益法人に認定された直後に就任され、事務局の態勢整備、単体会と県連の役割を明確にする中で、事業の見直し等、法人会の基盤強化に向けての取組を進められました。山梨県連では、平成27年に山梨県から婚活支援事業である「やまなし出会いサポートセンター事業」を受託し、また、平成30年には、全国から1600人の女性経営者が参加した「第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会」を成功に導かれるなど、輝かしい功績を残されました。

さて、甲府法人会は、昭和24年11月

に、山梨県連は翌年1月に発足いたしましたので、今年度、共に創立70周年を迎えます。

この節目の年に、「先人達が築き上げた当会の歴史を振り返り、また将来を展望し新たな時代に相応しい法人会活動の在り方を考え、併せてこれまで支え、応援してくださいと大勢の方に感謝する」ことを定時総会で確認したところであり、令和2年1月20日に、両会合同による創立70周年記念講演会・式典・交流会を開催することが決定されています。

過般、全法連理事会に出席の折、法人会の歴史を聞く機会がありました。その時のお話を簡略にまとめ、お伝えさせていただきます。

昭和21年、全国で初めて法人会（単体会）が誕生したのは、宮城県の石巻。戦後GHQの統治下にあつ

た日本は激しいインフレの下、復興財源確保のための徴収目標額に向けた課税徴収がなされていた時代。状況にあった石巻の漁業関係者からは多くの税が徴収され、漁業収益への公平な課税を求め、当局の方と共に公平公正な税制の実現を目指す団体として法人会が設立された。

甲府法人会も、同様に厳しい徴税環境下、更には、昭和22年の賦課課税制度から民主的な申告納税制度への大変革による混乱期に誕生しています。

「昭和24年11月、生活維持と公平な税制の運用を当局に求め、企業経営者が甲府法人会を立ち上げた」との記録が残されていますが、「生活維持」という言葉からはその当時の事業環境の厳しさが窺われます。注目すべきは、この混乱期にあつても、法人会と当局の双方が話し合いの中から進むべき道を見出したことにあり、税に関するリーダーであろうとした先人達の志の大きさを感じることが出来、「企業を守る」ことが法人会の理念の根底にあつたことをも再認識することができるところです。

法人会の福利厚生制度には、ニクソンショックで揺れる昭和46年に誕生した、「経営者大型総合保障制度」があります。全法連が、全国の中小企業の

経営者や従業員の万一の時に備えた仕組みを考え、保険会社と連携して実現した制度です。会員法人の持続可能な経営、事業承継を支援するもので、まさに「企業を守る」制度です。

このような制度も活用頂きながら、法人会に加入していることが中小企業にとり有益なことである、と感じていただけるよう、これからも地域社会において更なる存在意義と価値を高められる活動を重ねてまいりたいと思っております。

法人会は、①税制改正に関する提言活動、②会員の研鑽を支援する研修活動、③地域社会貢献活動などを行っています。

これらの活動の主役は会員の皆さまですが、会員以外の方々も参加したい、参加して良かったと思えるような活動に育てていくことも公益法人としての務め、と承知しております。そのためには先ず、会員相互の交流を深め、そこから生まれるアイデアを基に活性化する法人会活動をすすめてまいりたいと考えております。

変化のスピードが速く価値観も多様化している社会環境の中、甲府法人会の更なる活性と発展に向け、皆さまからの一層のご理解とご協力を頂くことが出来ますようお願い申し上げます。

（株式会社吉字屋本店

代表取締役社長）



定時総会

第9回定時総会・第23回理事会を開催
新会長に高野孫左エ門氏を選任
芦澤会長は顧問に就任

5月23日、第9回定時総会をアピオ甲府にて開催し、会員企業139社の出席のもとに、平成30年度決算、役員選任等の議案が審議され、満場一致にて承認されました。今年度は当会の創

立70周年にあたることから、本年を「伝統的に発展する法人会」の新たなスタートの年とし、年間を通して、会員増強、記念講演会の開催、甲府法人会館の整備に取り組み創立70周年記念事業計画を確認しました。

第23回理事会では、新たに高野会長ほか新役員を選任しました。

理事会後の表彰式では、山梨県総合県税事務所の平賀所長、甲府税務署の松谷署長をはじめ多数のご来賓のご臨席をいただく中、当会に永年ご尽力をいただいた役員に対する表彰を行いました。

その後の懇親会では、公益法人移行後八年間、当会の舵取りにご苦勞された芦澤前会長に高野会長から特別感謝状を贈呈するとともに、会員相互の親睦や情報交換を図り、有意義な時間を過ごしました。

また、平成20年から継続しているタオル・石けん等を寄贈する社会貢献活動では、今年度も多数の会員の皆様にご協力をいただきました。

本年度総会において表彰を受けた方々
 (敬称略)

退任役員感謝状贈呈

芦澤 敏久	会長
大木 勝志	常任理事
田中 好輔	理事
氏原 勲	理事
三井 正樹	理事
古守 康直	理事
山中 広雄	理事
櫻本 進	理事
相原 紀幸	青年部会長

甲府法人会功労者表彰受表彰者

高野孫左エ門	副会長
佐々木 宏明	副会長
井上 重良	理事
櫻本 進	理事
清水 新司	理事
寺井 英仁	理事
丸茂 正樹	理事
名執 輝繁	事務局課長補佐
飯沼 良二	山城支部 副支部長
丸山 正和	小淵沢支部 支部長

※飯沼氏と丸山氏は会員増強の功績による表彰です。

新役員名簿 (敬称略)

会長

高野孫左エ門 (株)吉字屋本店

副会長

佐々木 宏明	(株)山梨トヨタ自動車
高野 三雄	(株)山梨交通
岸本 良三	(株)敷島金属工業
上原 重樹	(株)印傳屋上原勇七
関 光良	(株)山梨中央銀行

専務理事

小泉 真 (公益社団法人甲府法人会)

常任理事

窪田 広宣	(株)窪田商会
西川 一也	(株)穴水
輿水 順彦	(株)清里給油所
内田 博	(株)内田印刷所
小林 幸夫	(株)小林ニットウエア
長坂 茂	(有)長坂百貨店
新津 正彦	(株)新津建設
篠原 義明	(株)篠原貿易
望月 英雄	(株)サンキョー
坂本 政彦	(株)坂本建運
川村 文彦	(株)テレビ山梨
井上 善展	(株)イノウエ
齊藤 基樹	(株)浅川熱処理

奈良田 伸司 (株)山梨文化会館
廣川 利勝 甲府信用金庫

理事

荻野 寛二 (株)オギノ
小野 光一 金精軒製菓(株)
太田 丈三 太田工業(株)
中澤 厚男 (株)談露館
小林 重夫 (株)小林商会
山寺 英一郎 井筒屋醤油(株)
飯島 忠 (株)湊與
小林 成光 (株)小林製作所
秋山 勉 (株)ホテル舟山
河西 秀吏 (株)河西金属商事
依田 訓彦 (株)少國民社
清水 修一 協和産業(株)
笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 (協)国母工業団地工業会
長谷川正二郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
岩下 達也 北杜タクシー(株)
小澤 一正 アジア燃料(株)
赤野 玉明 (株)アズマ工機
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 (株)寺井木材

岩下 和彦 昭和産業(株)
東原 記守 (有)菱和産商
相原 紀幸 (有)相原商事

深澤 由美子 熊野屋物産(株)

久保寺 孝男 (株)甲府ワインポート

井口 和則 井口工業(株)

笹本 健次 (株)常磐ホテル

近藤 誠 (株)近藤宝飾

依田 道徳 (株)依田商店

石井 猛雄 疾測量(株)

相川 幹夫 龍王産業(株)

阿部 格治 (有)さのヤタクシー

矢部 兵衛 (株)シンゲン

鈴木 浩文 鈴木製菓(株)

中村 国男 (株)中村建設

丸茂 正樹 (株)マルモ

鶴田 哲嗣郎 鶴田電気(株)

秋山 稔 秋山紙販売(株)

望月 慎太郎 大栄設備(株)

山村 一 (株)バロン宝飾

笹本 清美 白根運送(株)

浅川 重直 (有)浅川建工

栗山 直樹 (株)栗山商店

高村 隆義 (株)ユニオックス

監事

梅本 実 九十山梨製パン(株)
丸山 正和 (株)コーシン
丹沢 始 (株)丹沢電機

甲府税務署による優良申告法人の表敬

このほど、当会の会員である四社が、甲府税務署から優良申告法人として表敬を受けました。甲府税務署の松谷署長、須藤副署長が各社を訪問し、表敬状をお渡ししました。

(優良申告法人(法人名五十音順))

株式会社ササキ

敷島金属工業株式会社

日東物産株式会社

山梨貨物自動車株式会社



敷島金属工業株式会社



株式会社ササキ



山梨貨物自動車株式会社



日東物産株式会社

※優良申告法人とは……税務当局が適正な申告・納税を行っているか確認・審査のうえ、「申告納税制度の本旨に即した適正な申告と納税を継続し、他の納税者の模範となる法人」に対して税務署長が表敬制度に則り、表敬を行った法人のこと。

着任のごあいさつ



甲府税務署長 澤田 敏明

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で、甲府税務署長を拝命し、税務相談室長から参りました澤田でございます。前任の松谷同様、よろしくお願い申し上げます。

高野会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じて、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会は、「税のオピニオンリーダー」として「税の啓蒙活動」「税知識の普及」に取組まれ、各種税務研修や次代を担う子供達に対する租税教育への講師派遣のほか、「企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート」の活用を呼びかけ

るなど、各種の事業を展開されておられます。

また、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、福祉施設へのタオル等の寄贈のほか、山梨県からの受託事業「やまなし出会いサポートセンター」の広報活動を積極的にに行い、近年成婚者が増加していると伺っております。

これらは本年創立70周年を迎える甲府法人会の先人の方々が熱心に各種事業に取り組まれてきた輝かしい歴史と伝統に支えられたものであり、この伝統を基礎に、事業を更に発展させておられる役員・会員の皆様に対し、心から敬意を表する次第であります。

このように多岐にわたる有意義な法人会活動を継続するには、組織の基盤である会員増強が重要な課題であります。甲府法人会は会員減少が続いている現状と伺っております。会員増強には、会員参加型の事業を展開し、

会員の皆様に「入会してよかった」と実感していただけることが何より大切なことと考えております。

そのため、私どもも、今まで培って参りました甲府法人会の皆様との協調体制を更に発展させ、「今までより税務署が身近に感じられ、相談しやすくなった」と会員の皆様に喜んでいただけるよう努めてまいりますので、説明会・研修会への講師派遣や各種会合等の際の意見交換など、より多くの会員の皆様との交流の機会をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、この10月には消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が導入されます。私どもは制度の円滑な実施に向け、周知・広報に努めてまいりましたが、未だ準備の進んでいない方々も多くお見受けいたします。私どもは引き続き周知・広報に力を注いで参りますが、税務署だけでは力が及ばないところもございます。従前より甲府法人会の皆様には説明会の開催など時機を得た施策を実施いただき御協力を賜っておりますが、なお一層の御力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

(令和元年7月10日)

税務署異動状況

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前任署等	氏 名	転 任 先
署 長	澤田 敏明	東京局・総務部・相談室長	松谷 誠	ご 退 職
法人担当副署長	加藤 正一郎	東京局・査察部・査察国際課・総括主査	須藤 篤志	東京局・調査一部・特別調査官
法人1統括官	永島 英一	(留 任)	永島 英一	(留 任)
法人2統括官	遠藤まゆみ	甲府署・管理運営4統括官	佐々木聖男	立川署・法人4統括官
法人審理担当	齊藤 一郎	(留 任)	齊藤 一郎	(留 任)
源泉審理担当	曾賀 琢磨	日本橋署・法人調査官	牧島 典子	江東西署・法人上席



6月6日 アピオ甲府



6月7日 桃源文化会館



6月13日 東京エレクトロン韮崎文化ホール



6月17日 北杜市役所 長坂総合支所

当会と甲府間税会の共催で消費税軽減税率制度説明会を開催しました。今回は開催場所を4か所とし、合計で98名が参加しました。

本年10月から実施される軽減税率制度について、対象品目、帳簿や請求書の記載方法、税額の計算などについて、甲府税務署の担当官から説

消費税軽減税率制度

説明会



明がありました。また軽減税率対策補助金について、山梨県商工会連合会の担当職員から説明がありました。

さらに当会では、水晶宝飾業者を対象とした消費税軽減税率制度説明会も開催しました。水晶宝飾業者の皆さまは海外取引も多く、海外取引等に係る消費税の課否判定や消費税申告に関する留意点について甲府税務署の担当官から説明がありました。

どの会場においても、問近に迫った消費税率の引き上げと軽減税率制度への対応などについて、多くの質問がありました。



水晶宝飾業者を対象とした説明会

『女子カパワーアップセミナー』(山梨県連主催)がスタート

山梨県法人会連合会では、労働力人口が減少する中、政府や山梨県が推進している「女性が輝く社会の実現」、「女性の活躍促進」に貢献し、企業内の女性社員の意欲及び能力向上を目指して、「女子カパワーアップセミナー」を毎年開催しています。

7月9日、第1回のセミナーが甲府法人会館において開催され、県内各地の法人会会員企業から13名の女子社員が参加し、講師は山梨中銀経営コンサルティング株式会社の佐野さんが務めました。

内容は新人・若手社員向けで、接遇マナーに始まり、顧客の満足度を高めるための具体的なスキルなどについて、実例などを参考にしながら進められました。

またグループに分かれて様々なテーマに沿った活発なディスカッションもありました。

今後は、中堅社員向け、管理職向けのセミナーを開催する予定ですので、奮ってご参加ください。

(開催予定等は22ページに掲載)



税金クイズに挑戦

県内4法人会共催
「ミニバスケットボール・税金教室」を開催

6月23日、山梨県内の4法人会共催による「ミニバスケットボール・税金教室」を開催し、甲府法人会からも多数の青年部会員が運営に参加しました。昨年末では山梨県法人会連合会が主催していましたが、今回から甲府法人会など県内の4単位法人会の共催事業となりました。

当日は山梨県内のミニバスケットボール6チーム60名の小学生の参加により、甲斐市数島体育館において開催しました。



山梨クイーンビーズの指導

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として行う活動であり、最初に税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』を行い、税に関心をもっていたりするための問題を出題し、子供達は楽しく取り組んでいました。

バスケットボールの指導においては、山梨クイーンビーズの全選手に講師を担当していただき、技術指導のほか、参加チームによるゲームなども行われました。

子供達は憧れの選手と触れ合うなど、楽しんでプレーしていました。

また閉会式では山梨クイーンビーズのグッズが当たる抽選会も行いました。



清掃活動に参加した皆様

富士山
クリーン作戦に
参加



8月3日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦」に、深澤女性部会長をはじめ女性部会員および会員企業の社員と澤田甲府税務署長ほか幹部職員の方々など合計36名が参加しました。

富士北麓公園での出発式に参加した後、清掃場所に指定された富士山五合



登山客にゴミの持ち帰りを啓発するためのティッシュを配る女性部会員

目に向かいました。

世界文化遺産に登録された富士山を訪れる国内外からの多くの登山客や観光客などで賑わうなか、五合目ロータリー周辺と登山道入り口の清掃活動や、ゴミの持ち帰りの啓発用ポケットティッシュなどの配布を行いました。

清掃作業を終え、五合目での参加者全員による昼食においては、手料理を持ち寄りするなど楽しく時間を過ごすことができました。この清掃活動への参加は女性部会を中心に平成8年から続いており、今回で23回目となりました。

2020年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(平成31年4月実施)
対象件数 3,259社
回答数 393社
回答率 12・1%

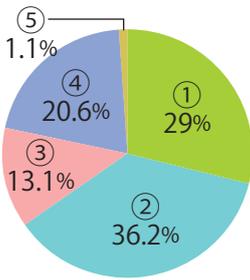
甲府法人会では、本年4月に「2020年度税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は393社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「2020年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

Q1

法人税/法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%(資本金1億円超の企業の場合)ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス(現行33.33%でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他



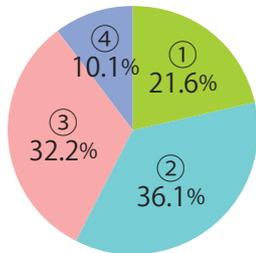
合計	①	②	③	④	⑤
389	113	141	51	80	4

Q2

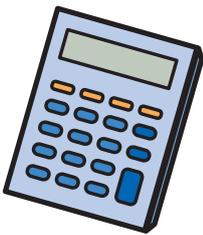
個人所得課税/配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等)が行われました。今般の改正の効果(パート等の就業調整)について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- ① 就業調整の解消等に効果があった
- ② 就業調整の解消等にはつながらなかった
- ③ わからない
- ④ その他



合計	①	②	③	④
388	84	140	125	39

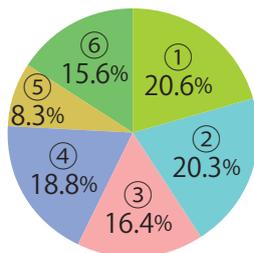


Q3

事業承継/事業承継の時期

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期(予定を含む)についてお答えください。

- ① 5年以内
- ② 6～10年以内
- ③ 10年以上先
- ④ すでに事業承継を終えた
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他



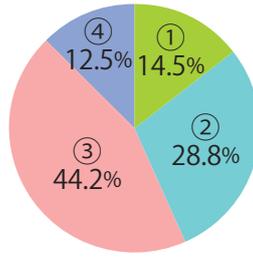
合計	①	②	③	④	⑤	⑥
384	79	78	63	72	32	60

Q4

事業承継/事業承継税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他



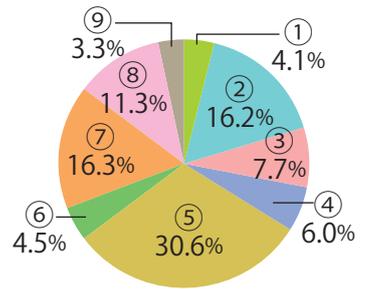
合計	④	③	②	①
385	48	170	111	56

Q5

消費税／軽減税率制度

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっております。あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んでください。

- ① レジスターなど新たな設備投資
- ② ソフトウェアの変更や新規購入
- ③ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 複雑な経理処理
- ⑥ 適正な価格表示
- ⑦ 特に問題なく対応できる
- ⑧ まだ軽減税率制度への対応について検討していない
- ⑨ その他



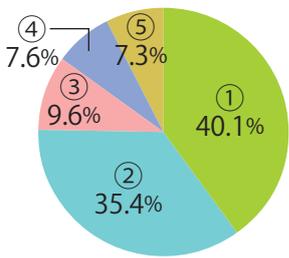
⑤	④	③	②	①
179	35	45	95	24
合計	⑨	⑧	⑦	⑥
584	19	66	95	26

Q6

消費税／価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

- ① 全額転嫁できる
- ② 大部分は転嫁できる
- ③ 一部しか転嫁できない
- ④ 全く転嫁できない
- ⑤ その他



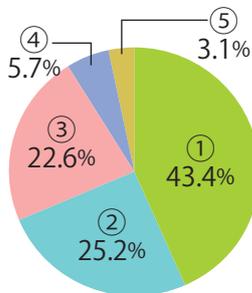
合計	⑤	④	③	②	①
384	28	29	37	136	154

Q7

消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（2021年3月31日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率の導入が予定されていることを踏まえ、価格表示について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他



合計	⑤	④	③	②	①
389	12	22	88	98	169

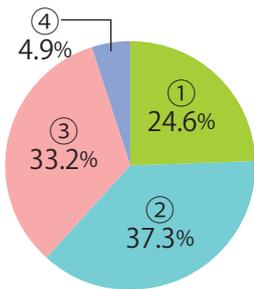


Q8

消費税／適格請求書等保存方式

2023年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、事務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないよう配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

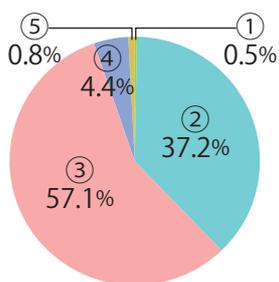


合計	④	③	②	①
386	19	128	144	95

Q9

消費税引き上げの景気への影響

2019年10月の消費税率引き上げに当たっては、経済への影響を抑制するため、住宅や自動車に係る税制措置のほか、ポイント還元やプレミアム付商品券の発行など財政面でも対策が講じられます。消費税率引き上げによる当面の景気への影響についてどう考えますか。



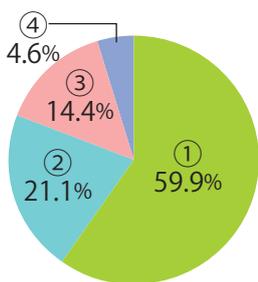
合計	⑤	④	③	②	①
389	3	17	222	145	2

- ① 対策の効果により、景気は良くなると思う
- ② 一定の効果はあるが、景気は現状と変わらないと思う
- ③ 対策の効果はなく、景気は悪化すると思う
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q10

財政健全化

国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。



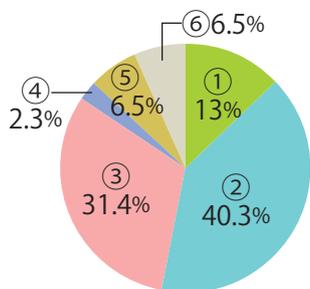
合計	④	③	②	①
389	18	56	82	233

- ① 厳しい財政規律のもと、歳出・歳入一体的改革により取り組むべき
- ② 経済成長による税の自然増収を中心に、柔軟に対応すべき
- ③ わからない
- ④ その他

Q11

社会保障制度

「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる2025年には、医療と介護の給付費急増が見込まれています。さらに、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2018年度121兆円)になると試算されています。少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。



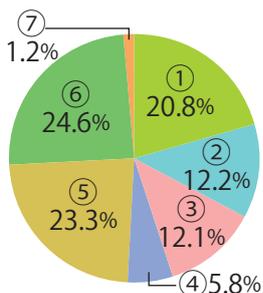
合計	⑥	⑤	④	③	②	①
385	25	25	9	121	155	50

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

Q12

地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んでください。



合計	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
694	8	171	162	40	84	85	144

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 広域行政による効率化
- ④ さらに市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他

税制委員会

2020年度の税制改正に関する提言を決める

5月17日、税制委員会を開催し、前ページまで記載の「2020年度税制改正に関するアンケート調査」の回答と意見をもとに審議を行い、次の提言内容を決定して山梨県法人会連合会に提案した。

公益社団法人甲府法人会

2020年度税制改正に関する提言

〈はじめに〉

甲府法人会はこれまで我が国の経済再生と財政健全化に向けて歳入・歳出の一体的改革を強く要望してきた。

政府は国家的課題である基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化目標の達成時期について、2006年に掲げた「2011年度の黒字化」はリーマンショック後の財政拡大で断念。2010年には「2020年度黒字化」を再設定し、国際公約としたが、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に5年先送りした。

また、消費税収の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育て

の社会保障経費に加え教育無償化にも対象を拡大した。

消費税増税は歳入を増やして財政健全化を進め社会保障制度の安定化を図るという本来の目的を見失ってはならない。

当会では本年度も会員を対象に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、会員企業の要望を踏まえ経済再生に活力を与える税制の構築を要望する。

法人税関係

1. 法人実効税率のあり方について

2016年度改正で29・97%、

2018年度には29・74%まで引き下げられたが、アメリカではこれまでの約41%が27・98%に引き下げられ、イギリスでは2020年度から17%、フランスにおいても2022年に25%に引き下げる予定になっている。

また、アジア10ヶ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。日本企業の国際競争を高め、外国企業の日本進出も後押しするため実効税率25%を目指すべきである。

2. 中小企業の軽減税率について

現行の中小法人の軽減税率の特例（所得金額年800万円以下の税率15%）は本年度の改正で適用期限が2年延長されたが、中小法人活性化のためにこの時限措置を本則化とし、1981年以来800万円以下に据え置かれている適用所得金額を1,600万円程度に引き上げること。

3. 法人課税ベースの見直しについて

(1) 受取配当金益金不算入制度について

受取配当金益金不算入制度は法人企業と個人株主の二重課税排除のために設けられた制度であるが、現在の日本における上場企業の個人株主の持株比率は20%程度に対し、80%近くが法人株主となっており、二重課税排除を適用する根拠は失われているに等しい。

財政健全化を図る観点から受取配当金は課税対象に改めるべきである。

(2) 租税特別措置法の見直しについて

租税特別措置法についても、受取配当金益金不算入制度同様に殆ど大企業が利用している。一方、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられていて税負担の歪みが生じている。各措置の利用状況等を踏まえ、必要性や政策効果を見極めた上で廃止を含め根本的な見直しを行うべきである。

4. 中小企業支援税制について

中小企業支援税制については、2017年度税制改正で地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。中小企業投資促進税制や中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化すべきである。また対象設備を拡充したうえ、「中古設備」も含めることを要望する。

5. 交際費の中小法人に対する定額控除額の引き上げについて

現行の中小法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人）に対する交際費の定額控除額は年800万円と

なっているが、昨今の社会経済情勢を踏まえ、需要喚起の観点から1,000万円に引き上げることを要望する。

所得税関係

1. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

2. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引きの決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

3. 勤務地が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得税の計算方法について

昨今、国内企業から海外勤務の従業員が増加している現状にかんがみ、海外勤務が一定の日数以上に達した従業員の税額精算は、複雑であり簡素化の検討を要望する。

4. 医療費控除の廃止を含めた見直しについて

医療費控除は多額の医療費の支出があった場合の制度であるが、今日では医療保険制度が相当充実し、保険金などで補填されていることも多く、従前と比べてその必要性が小さくなっていると考える。

このため廃止を含め見直しを行い、高齢化に対応するためにも老人扶養控除の拡充を要望する。

消費税関係

1. 消費税軽減税率制度の廃止について

法人会はこれまで消費税の増税について、事業者の事務負担増、税制の簡素化、税務執行コスト及び税込確保の観点から問題が多いため、税率10%ま

では単一税率を要望してきた。本年10月より10%への引き上げとともに所得の低い人向けの対策として軽減税率制度が実施されることとなったが、財務省の最近の軽減税率制度についての所得階層別の軽減割合に関する試算によると、所得が高い層（年収738万円以上）の2,880億円に対し、所得の低い層（年収238万円未満）は1,430億円、中位層（355万円以上500万円未満）では、2,190億円の恩恵が出るとの試算が発表された。

このため消費税の逆進性は一向に解消されないため、軽減税率制度を廃止し、低所得者対策は簡素な給付措置での対応を要望する。

2. 納税事務の負担軽減措置の廃止について

消費税制度は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止することが必要である。

事業承認税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さ

らに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると思われる。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円+600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円+800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化ともなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費振

大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。また同制度を存続する場合は、現行の免税点150万円を大幅に引き上げること。

4. 超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。
②2024年度から森林環境税が実施されるが、現在各府県で導入している森林環境を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮し、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

2. 社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、財源を消費税に頼るも限界が見えている。課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時に公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、現役世代に過度に依存することのない抜本的な改革が必要と考える。

3. 行政改革の徹底について

社会保障の安定財源確保と財政健全化を目的とした消費税増税が先送りさ

れて本年10月実施となったが、その前に国や地方において自ら身を削る行政改革がそのまま放置されている。行政改革の徹底を強く要望する。

具体的には、人口の減少など社会環境の変化に合わせて、地方議員も含めすべての議員定数及び議員報酬、政党助成金の一層の削減を求めるものである。また、公務員の人員及び人件費適正化など行政のスリム化を図るべきである。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、データの漏洩やシステムの管理等徹底したセキュリティ対策を行うこと。

5. 租税教育について

租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を小中高生はもとより大学生や新入社員にまで拡充させることも必要と考える。

法律相談

相続資格の喪失



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

「相続人が相続人としての資格を失う場合について、相続開始後にする相続放棄については知っていますが、相続開始前に相続人の資格を失う場合があると聞きましたがどのような場合でしょうか。」

A

1. ご指摘のとおり相続放棄は相続が開始した後にするものであり、相続開始前に相続放棄はできません。相続開始前に相続放棄をしても法律上効力はありません。相続放棄は相続開始を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所にその申立をし、それが受理されて初めて相続放棄の効力が生じます。この点について注意しなければならぬことがいくつもあります。まず1つは、遺産を何も取得しないという趣旨の遺産分割協議をすることで

す。遺産を何も取得しないのだから、自分は相続放棄をしたものと考えがちですが、これは間違いです。遺産を何も取得しない遺産分割協議をすることは「事実上の相続放棄」といわれていますが、法律上の相続放棄をしない限り、事実上の相続放棄をしても遺産のうち債務についてはそれを債権者に主張することができず法定相続分の債務を請求されることになりま

す。遺産を何も取得しないのだから、自分は相続放棄をしたものと考えがちですが、これは間違いです。遺産を何も取得しない遺産分割協議をすることは「事実上の相続放棄」といわれていますが、法律上の相続放棄をしない限り、事実上の相続放棄をしても遺産のうち債務についてはそれを債権者に主張することができず法定相続分の債務を請求されることになりま

2. それでは、相続開始前に相続人としての資格を失う場合について説明します。相続人が、相続開始前に、その意思に反して相続資格を失う場合としては、法律上当然に相続人ではなくなる「相続欠格」と、被相続人が特定の相続人が相続することを望まず、かつ客観的にもそれがもつともと判断される事情があるとき被相続人がその相続人の相続資格を剥奪する「廃除」があります。

- ① 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者。
 - ② 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取消し、又は変更することを妨げたる者。
 - ③ 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者。
 - ④ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者。
- これに関して、相続を円満にするため、遺言で多くの遺産をもらっている相続人が敢えて遺言書の存在を明らかにせず、平等に近い形で遺産分割をした場合のようなときなどには「遺言書の破棄隠匿が、相続に関する

不当な利益を目的としない場合は、相続欠格に当たらない」とした最高裁平成9年の判決があり参考になります。

4, 相続欠格のように当然に相続資格を剥奪するほどの事由ではないが、被相続人が相続させたくないと感じるような非行が相続人にあった場合には、被相続人は、家庭裁判所の審判によってその相続人の相続権を奪うことができます。これを「廃除」といいます。民法892条は「遺留分を有する相続人が、被相続人に対して虐待をし、これに重大な侮蔑を加えたとき、又は相続人にその他の著しい非行があったとき、被相続人は、その相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる」と規定しています。

この規定をみると廃除の対象は遺留分を有する相続人に限つていますが、遺留分を有しない兄弟姉妹について、相続させたくないと思えば、財産を生前贈与するか遺言をして財産を処分してしまえばよいからです。

これに関して虐待、侮蔑は被相続人に対するものであることは容易に分かりますが、その他著しい

非行については、被相続人以外の者に対する犯罪行為で実刑になった場合でもこの著しい非行に該当しないというのが判例の傾向です。その例として次の事案があります。「資本金25億円の一流会社

の代表取締役会長であった事実上会社を支配していた被相続人の非嫡出子でその会社の取締役をしていた者が、その会社から5億2000万円を超える業務上横領をした罪により懲役5年の実刑判決を受け服役したことを理由に、その非嫡出子の行為は著しい非行に該当するとして」その相続人の廃除を申し立てた事例で裁判所は申立を棄却しました。そしてその抗告審も同様な判断をしました。かなり批判がありますが、紹介します。

5, なお、「相続欠格」も「廃除」も代襲相続の原因となり相続欠格者、廃除者の子供が親に代わって相続しますので注意が必要です。

6, 事業承継に関心がいつている昨今ですが、相続に関する基本的なことを押さえておかないと大きな間違いを起しかねませんので敢えて今回説明することにしました。

財務省・内閣官房

10月1日

消費税率引上げ前後の 値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思いませんか？

「10月1日以降2%値下げ!」という値下げセールをしたらダメ?



OK!!

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元」「消費税はいただきます!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇、商品を値上げしてもいいのかな?

OK!!

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?



OK!!

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

● セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)	より詳しい内容についてはこちら 価格設定 ガイドライン 転嫁対策 事業者向け <input type="button" value="検索"/>
● 便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196	
● 価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)	
● 転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3581-5471(代表) 03-3501-1511(代表)	

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認いただけます。

税務相談



東京地方税理士会 甲府支部
税理士 吉岡 大悟

区分記載請求書等保存方式

(消費税関係)について

Q

消費税の軽減税率制度がスタートすることに伴い導入される「区分記載請求書等保存方式」について教えてください。

A

2019年10月から消費税の軽減税率制度が実施されることにより、消費税率が標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率となり、事業者が消費税の申告時に仕入税額控除(仕入先に支払った消費税相当額を差し引く)の適用を受けるためには、2019年10月1日から2023年9月30日までの4年間については「区分記載請求書等保存方式」による区分経理を行う必要があります。「区分記載請求書等保存方式」では現行の請求書等保存方式の基本を維持しつつ、軽減税率

率の対象となる品目の譲渡等とそれ以外の品目の譲渡等とが明確に区分記載された帳簿及び請求書等を保存することになります。(なお2023年10月1日以降は適格請求書等保存方式(インボイス方式)が実施されます。)

まず帳簿の記載事項については、区分記載請求書等保存方式では現行の記載事項に加えて、**軽減税率対象品目である旨**の記載が必要です。つまり帳簿の記載事項は以下のようになります。

- ① 仕入先の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- (★軽減税率対象品目である旨)
- ④ 取引金額(対価の額)

追加される軽減税率対象品目である旨の記載は、「軽減税率の対象となる資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要がある」とされており、具体的に帳簿に税率区分欄を設けて8%と記

記載例①

××年		総勘定元帳 (仕入)		税区分		税込(経理)	
月	日	摘要		(%)	借方		(円)
10	31	△△商事(株)	10月分日用品	10	88,000		
10	31	△△商事(株)	10月分食品	8	43,200		

載する方法(記載例①)や、※印等を記載し軽減税率の対象であることを示す方法などがあります。

次に区分記載請求書等保存方式における請求書等(区分記載請求書等)の記載事項ですが、現行の請求書等の記載事項に加え、その取引が軽減税率の対象となる品目の譲渡等である場合にはその旨、そして異なる税率ごとに区分して合計した対価の額の記載が必要で、以下が区分記載請求書の記載事項となります。(全商品が軽減税率の対象となる場合や消費税の免税事業者であっても同様です。)

- ① 請求書等の発行者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容
 - (★軽減税率対象品目である旨)
 - ④ 取引金額(対価の額) (★税率ごとに区分して合計した対価の額)
 - ⑤ 請求書等の受領者の氏名又は名称
- 追加される軽減税率対象品目である旨、税率ごとに区分して合計した対価の額の記載方法としては、軽減税率の対象には※印などの記号や番号等を記

記載例②

請求書

(株)〇〇御中 ××年10月31日

10月分 131,200円(税込)

日付	品目	金額
10月1日	ぶどう ※	5,400円
10月2日	箱	2,200円
10月2日	もも ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

△△商事(株)

載し、その記号・番号等が軽減税率の対象であることを示す方法(記載例②)や同一請求書内で税率ごとに商品区分して区分記載請求書等を発行する方法、税率ごとに区分記載請求書等をつけて発行する方法があります。

今回ご紹介しました記載例①②以外の記載方法等については国税庁のホームページ等に掲載されていますので一度ご確認ください。

なお仕入先から受け取った請求書等に上記の追加事項の記載がなかった場合は、その請求書等の交付を受けた事業者(購入者)が、取引の事実に基づ

いて、記載漏れとなっていた事項を追加記載し、その請求書を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができるかとされています。(つまり仕入先に請求書等の再発行をお願いする必要はありません。)

消費税10%への引き上げ・軽減税率制度導入までもう間近に迫ってきましたが、自社における経営への影響を把握し、店頭販促物の税率表示やレジ導入・受発注システム改修、経理処理の周知徹底などの事前準備を早めに進めていきたいと思います。

事業者の皆様！
準備はお済みですか？ 本年(2019年)10月1日から消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、・ 飲食料品(酒類・外食を除く)
・ 新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの) に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります！
飲食料品等の販売がない場合も、例えば、飲食料品等の仕入がある場合は、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。



レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となる場合があります。

CHECK 軽減税率対策補助金が拡充されました！
中小企業・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報は右記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金



財務省 www.mof.go.jp

輸出物品販売場制度の改正について

平成31年4月
国 税 庁

消費税法等の一部改正により、臨時販売場制度が創設されました。

※ 元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

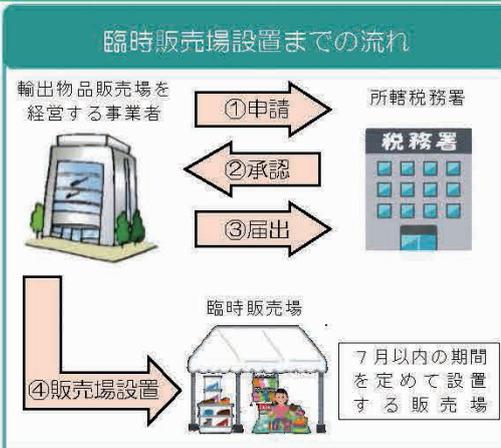
1 臨時販売場制度の概要

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時販売場において免税販売を行うことができることとされました。

※ この制度の対象となる臨時販売場とは、7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。

※ 臨時販売場における免税販売手続は、届出書に記載した免税販売手続の区分（一般型又は手続委託型）に応じて行うこととなります。

適用開始時期 **平成31年（2019年）7月1日**
から適用されます。



「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」及び「臨時販売場設置届出書」は、**平成31年（2019年）5月1日**から提出できます。

また、事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度については、平成31年（2019年）6月30日をもって廃止されます。詳しくは「5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合」をご覧ください。

2 臨時販売場を設置する事業者の要件

臨時販売場を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

承認要件	①臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること（臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場の閉鎖後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。）。
	②手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
	③輸出物品販売場の許可を取り消され又は臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

3 臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続

臨時販売場を設置しようとする事業者（上記2の要件を満たす事業者に限ります。）は、「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

添付書類	①臨時販売場で行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場で行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程など）
	②次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績がある場合、その事実を証する書類（過去に出店したイベント等（催事場）の出店契約書の写しなど） ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）など）
	③その他参考となる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など） ・臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）
	【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者である場合】 ④自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）

4 臨時販売場を設置する場合の届出手続

臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者（輸出品販売場を経営する事業者に限ります。）が、臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

添付書類	①臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
	②届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書、出店許可書の写しなど）
	③その他参考となる書類（取扱商品リストなど）
	【特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置する場合】
	④販売場が所在する特定商業施設の見取図
	⑤承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し
	⑥特定商業施設に該当することを証する書類（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し）
⑦その他参考となる書類（臨時販売場で発行するレシートの雛型など）	

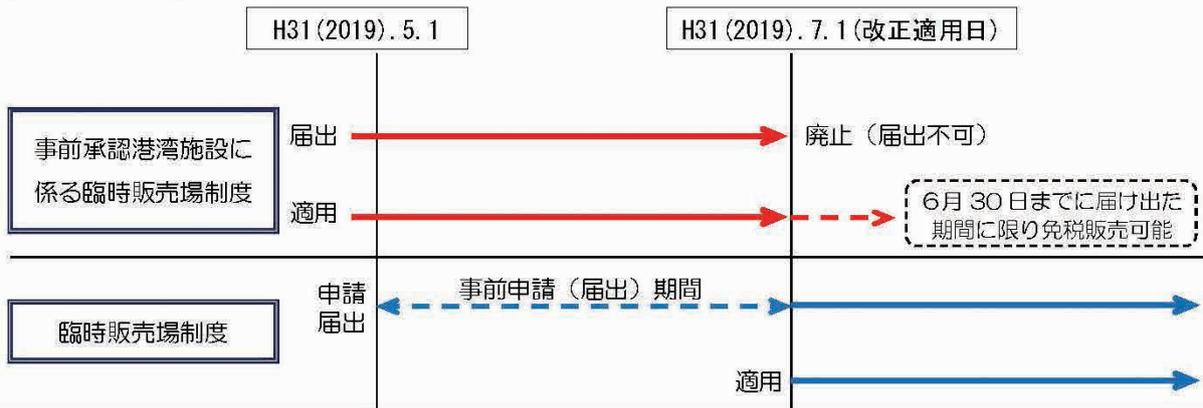
5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合

事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度は、平成 31 年（2019 年）6 月 30 日をもって廃止されます。

したがって、同年 7 月 1 日以後も港湾施設内に設置する販売場で免税販売を行おうとする場合には、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、事前承認港湾施設の承認を受けている事業者が、同年 6 月 30 日までに「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」を提出した場合には、当該届出に係る設置期間に限り、制度廃止前の臨時販売場として免税販売を行うことが可能です。

【届出・申請の適用関係】



その他の改正点

手続委託型輸出品販売場の許可申請手続における添付書類が見直され、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以後、申請時の「承認免税手続事業者の承認通知書の写し」の添付が不要となりました。

臨時販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「臨時販売場制度に関する Q&A（平成 31 年 4 月）」をご覧ください。
 そのほか輸出品販売場制度については国税庁ホームページに掲載している「輸出品販売場における輸出免税について」及び「輸出品販売場の免税販売手続電子化について」をご覧ください。

山梨県からのお知らせ

2019年10月1日以後に開始する事業年度から税率が変更されます

2019年10月1日以後に開始する事業年度から法人県民税法人税割・法人事業税の税率が変更されます。

また、地方法人特別税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設されます。

- **対象税目** 法人県民税法人税割・法人事業税・特別法人事業税、地方法人特別税
- **適用開始事業年度** 2019年10月1日以後に開始する事業年度
- **税率は次の表のとおりです。**

				2018年4月1日から2019年9月30日までに開始する事業年度分	2019年10月1日以後に開始する事業年度分		
区 分				税 率			
法人県民税法人税割	下記以外の法人			4.0%	1.8%		
	○資本金の額又は出資金の額が1億円の法人で、						
	従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える場合			4.0%	1.8%		
	従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人以下の場合			3.2%	1.0%		
○資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人 ○資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ○法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人			3.2%	1.0%			
法人事業税	①	所得金額課税法人（②及び③以外の法人）	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
				所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
				所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
				軽減税率不適用法人（※）	6.7%	7.0%	
		特別法人（農業協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%		
			所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%		
			軽減税率不適用法人（※）	4.6%	4.9%		
	②	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入金額	0.9%	1.0%	
	③	外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（一般社団・財団法人、投資法人及び特定目的会社を除く）	所得割	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%
					年400万円を超え800万円以下の所得	0.5%	0.7%
年800万円を超える所得					0.7%	1.0%	
軽減税率不適用法人（※）					0.7%	1.0%	
			付加価値割	付加価値額	1.20%		
	資本割	資本金等の額	0.5%				
地方法人特別税	①		所得金額課税法人のうち普通法人等の法人事業税所得割額の	—	37.0%		
	②	特別法人事業税	所得金額課税法人のうち特別法人の法人事業税所得割額の	—	34.5%		
	③		外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	—	260.0%		
	④		収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	—	30.0%		
	⑤		所得金額課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	43.2%	—		
	⑥	地方法人特別税	収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	43.2%	—		
	⑦		外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	414.2%	—		

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

○ お問い合わせ先

山梨県総務部税務課 …………… 甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1387

山梨県総合県税事務所 …………… 笛吹市石和町広瀬785 TEL: 055-261-9116

(事業税課 法人担当)

山梨県からのお知らせ

地域未来投資促進法支援制度のご案内

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かし、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者に対し支援するものです。

支援を受けるためには

◇ステップ① 「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。

①地域の特性を活用

②高い付加価値の創出

③地域の事業者に対する相当の経済効果がある事業を県が承認を行います。

※事業者の皆さんには「地域経済引率事業計画」を策定し、土地取得前（自社土地の場合建物建築工事契約前）に県の承認を受ける必要があります。

◇ステップ② 国の審査委員会による先進性の確認を受ける必要があります。

主な支援策

●課税の特例（法人税・所得税）令和3年3月31日まで

地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	40%	4%
上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度

※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

【課税特例の要件】

①先進性を有すること。

②総投資額が2,000万円以上であること。

③前年度の償却費の10%を超える投資額であること。

④5年後の対象事業の売上高伸び率（%）が、0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）を+5%以上、上回ること。

【上乗せ要件】

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

●不動産取得税の課税免除

先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を減免。

【要件】 上記課税の特例の要件+取得価格の合計が1億円を超えること。（農林漁業関連は5千万円）

●固定資産税の課税免除

各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

◇制度に関するお問い合わせ先：山梨県産業労働部 企業立地・支援課

甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1472

青年部会・女性部会の定時総会・理事会を開催
 新青年部会長に高村隆義氏、女性部会は深澤部会長を再任

5月13日、青年部会及び女性部会の定時総会・理事会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の松谷署長をはじめ幹部職員の方々と親会から岸本副会長にご出席いただきました。

最初に行った女性部会の定時総会では深澤部会長の挨拶の後、平成30年度の事業報告と平成31年度の事業



定時総会

計画が満場一致にて承認され、さらに本年は役員改選の年にあたり、深澤部会長の再任も承認されました。

次に行った青年部会の定時総会では相原部会長の挨拶の後、平成30年度の事業報告と平成31年度の事業計画が満場一致にて承認されました。また青年部会も役員改選の年にあたり、新たに高村隆義氏を部会長に選任しました。

総会終了後には、懇親会も開催し、それぞれの部会員同士の様々な情報交換を図るなど、さらに親睦を深めることができました。

また、社会貢献活動として、善意のタオルと石けん・ティッシュ、使用済切手等もたくさんご協力をいただきました。



新青年部会長
高村 隆義氏

女性部会

部会長

深澤 由美子 熊野屋物産(株)

副部会長

中村 友恵 (株)中村建設
 飯野 みづほ (株)アルファジュエリー
 東條 初恵 (株)シラネパック
 早川 悦子 中央ベニヤ(株)
 堀内 直子 丸市倉庫(株)
 飯島 朱美 (株)入 兆
 秋山 加代子 (株)ホテル舟山
 新海 比呂栄 (株)新海不動産業

理事

石井 敦子 疾測量(株)
 荒井 房子 (株)荒井建材
 雨宮 恵美 (有)雨宮オートボディーサービス
 湯沢 律子 湯沢工業(株)
 三澤 早苗 (株)三澤工業

監事

岸本 敏江 敷島金属工業(株)

相談役

飯島 敏子 (株)甲陽木工製作所

青年部会

部会長

高村 隆義 (株)ユニオックス

副部会長

飯島 禎典 (株)湊與
 丸茂 正樹 (株)マルモ
 田中 雅貴 (株)カルク
 鮫田 光一 国際勧業(株)

幹事

上田 文彦 山梨ヤクルト販売(株)
 阿部 誠 (有)アベージェンシー
 杉田 光司 (株)大成電気
 渡辺 慎助 渡辺建設興業(株)
 藤田 尚晋 (株)ディナック中日本
 坂本 哲啓 甲府ビルサービス(株)
 笠井 健弘 (株)峡南堂印刷所
 大木 賢太郎 (株)オオキ
 日原 孝樹 (株)早野組

監事

相原 紀幸 (有)相原商事
 横山 圭 (株)横山工務店

新役員名簿 (敬称略)

お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たより』の表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。

ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北社市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている方とさせていただきます。

詳細につきましては 甲府法人会事務局
(電話 055-237-7774)
(FAX 055-237-7790)
(メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp)
担当職員 名執までお問合せください。
ご連絡をお待ちしております。

役員の内任

当会常任理事の川村文彦様におかれましては、株式会社テレビ山梨をご退職に伴い、当会役員を退任されましたので、ご報告いたします。

新入会員紹介

(順不同・敬称略)

ご入会ありがとうございます。

(令和元年5月~7月)

正会員 法人名	所在地	支部名
株式会社ジール・トラスト	甲府市徳行	貢川支部
E TRAM株式会社	甲斐市下今井	双葉支部
有限会社日向工業	韮崎市藤井町	韮崎支部
甲府記念日ホテル株式会社	甲府市湯村	千塚・羽黒・千代田支部
有限会社Pin Thai	甲府市高畑	石田支部
株式会社キャンピア	北社市白州町	白州支部
株式会社かさとも	南アルプス市在家塚	白根支部
株式会社キャンディッド ジャパン	甲府市中央	富士川支部
合同会社FIRST patrol	韮崎市穴山町	韮崎支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名
望月 守	南アルプス市浅原	若草支部
米須悦子	北社市高根町	高根支部
コモリ	甲府市落合町	山城支部
依田工務店	中巨摩郡昭和町	昭和支部

令和元年度 源泉部会講習会 実施内容

	日時	初級講座の内容	上級講座の内容
第3回	甲府会場 令和元年 9月19日 韮崎会場 令和元年 9月18日	特殊な給与・現物給与の取扱い 報酬・料金等の源泉所得税事務	消費税について ※初級講座の方も受講可能です。
第4回	甲府会場 令和元年 10月11日 韮崎会場 令和元年 10月16日	退職所得の源泉徴収事務	退職所得の源泉徴収事務
第5回	甲府会場 令和元年 11月1日 韮崎会場 令和元年 10月29日	年末調整等事務(各種用紙配布)	年末調整等事務(各種用紙配布)
第6回	甲府会場 令和2年 1月23日 韮崎会場 令和2年 1月24日	給与所得者の確定申告	給与所得者の確定申告

甲府会場…アピオ甲府本館

韮崎会場…東京エレクトロン韮崎文化ホール

※日時・場所は変更となる場合もございますので、事前にご確認ください。

源泉部会講習会に関するお問い合わせは

公益社団法人甲府法人会事務局

電話 055-237-7774

メール info@kofu-hojinkai.jp

研修会予定

○新設法人説明会

9月6日 甲府法人会館
11月22日 甲府法人会館

○決算法人説明会

8月23日 山梨県流通センター
9月25日 山梨県流通センター
10月28日 甲府市総合市民会館
11月28日 甲府市総合市民会館

○山梨県法人会連合会主催のセミナー

○女子カバワーアップセミナー

(第2回) 9月11日 甲府法人会館
【内容】コミュニケーション能力・チーム力向上研修

○自分の心にもやる気を起こさせる3つの方法

○人間関係を築くためのスキル
○チームのモチベーションをアップさせる方法

○ワークで学ぶチーム力向上の秘訣

○グループフェイスセッション(異業種交流)

(第3回) 10月9日 甲府法人会館

【内容】女性経営者による講演
リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

○リーダーシップに求められる役割とは
○メンタルヘルスとコンプライアンスの重要性

○コーチングの基本的な考え方

○傾聴・承認・質問のスキル

○ほめ方・叱り方
○グループフェイスセッション(異業種交流)

発行所

公益社団法人甲府法人会

広報委員長 輿水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

印刷所 株式会社サンニ手印刷

発行日 令和元年8月21日

「e-Tax」なら

国税に関する申告や

納税、申請・届出

などの手続が

インターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



国税電子申告・納税システム

e-Tax



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Tax を利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!



添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp